

第 29 回 宇都宮市景観審議会 会議録

令和 7 年 1 月 30 日

午後 3 : 00 ~

14A 会議室

出席委員

1 号委員（学識経験者）
古賀 誉章委員，渡邊 美樹委員，齋藤 千明委員，
早野 由美恵委員，五艘 みどり委員

2 号委員（関係団体代表）
神原 敦子委員，木内 久生委員，菊池 清孝委員

3 号委員（関係行政機関）
松本 茂委員，若林 勝也委員（代理）

4 号委員（市民公募）
鈴木 正則委員，齊藤 総幸委員

（計 12 名）

欠席委員

1 号委員（学識経験者）
横須賀 徳博委員，長田 哲平委員

2 号委員（関係団体代表）
渡邊 幸雄委員，小関 裕之委員

3 号委員（関係行政機関）
笹木 和彦委員

（計 5 名）

出席幹事

高橋 裕司幹事，川上 治美幹事，小林 裕幹事（計 3 名）

臨時幹事

なし（関係課長なし）

事務局

【司 会】 奥山 直史書記
【傍聴人受付】 前田 麻祐子書記
【写真・録音】 岩原 理絵書記
【書記】 安延 望美書記，清水 郁夫書記，
梁木 俊介書記，村松 拓人書記，
飯野 龍志書記（計 8 名）

奥山書記

今回は、オンライン会議の実施に伴い、会議録作成等のため録画、録音がございますので、ご承知おきください。なお、中断することもありますので併せて、ご承知おきください。

また、マイクを使用時は、前のマイクスイッチを押し赤いランプが点灯してからお話しください。

話が終わりましたら、スイッチを押してください。

1. 開会

奥山書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので「第29回宇都宮市景観審議会」を開会いたします。

進行を務めさせていただきます、景観みどり課 課長補佐の奥山でございます。よろしくお願いたします。

<資料確認>

奥山書記

まず本日の会議資料につきましては、次第に記載のとおりとなりますのでご確認ください。

- ・宇都宮市 景観審議会 委員名簿
- ・諮問書は、会長のみ机上配布しております
- ・議案第1号 宇都宮市景観計画の変更について
宇都宮市景観計画のゾーニングの変更
- ・議案第2号 宇都宮市景観計画の変更について
景観形成重点地区（鬼怒通り駅東地区）の指定
- ・議案第3号 広告物景観形成地区の指定について
広告物景観形成地区（鬼怒通り駅東地区）の指定
- ・説明資料 景観計画の変更及び広告物景観形成地区の指定について

また、審議の参考として「審議会関係資料」をお配りしております。適宜参考にご覧ください。

以上、不足しているものがありましたら、お知らせください。

まず、開会に当たりまして、古賀会長からご挨拶をいただきたいと思っております。古賀会長よろしくお願いたします。

2. 挨拶

古賀会長

会長の古賀です。年度末も近くなり、大変お忙しいところとは思いますが、ご出席いただきありがとうございます。今日は空気がとても澄んでいますが、同時に風もすごく強いですね。私はここへ来る途中ずっと向かい風で大変でしたが、強風のおかげで、景色が綺麗に見えています。同時に花粉も飛んでいまして、外は寒いので大丈夫ですが、中に入ると暖かくなって花粉が弾けるので、大変な方もいらっしゃると思いますね。

さて、今日は確認に近いお話になりますが、ご審議いただければと思います。今回の議事は、前回からご審議いただいている「宇都宮市景観計画のゾーニングの変更」と、「景観形成重点地区（鬼怒通り駅東地区）の指定」、「広告物景観形成地区（鬼怒通り駅東地区）の指定」の諮問事項3件と、「事前協議制度の運用状況について」の報告事項1件です。委員の皆様のご意見いただきながら、効率的に会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。

奥山書記

ありがとうございました。

ここからの進行は、古賀会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

<定足数報告>

古賀会長

それでは、本会の成立について、事務局より、報告をお願いします。

安延書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は12名でございます。これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条にございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

<会議の公開>

古賀会長

続きまして、本会議の「公開」についてですが、本日の議案につきましては、個人情報等を含む案件ではございませんので、「公開」としてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

古賀会長

それでは、そのように進めてまいります。

<傍聴者有無>

古賀会長

続きまして、事務局より本日の傍聴者の報告をお願いします。

安延書記

本日、傍聴者はありません。

<議事録署名委員の指名>

古賀会長

ありがとうございます。続きまして、当審議会運営要領第4条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、齋藤千明委員と菊池清孝委員の両名を指名いたします。よろしくお願

いたします。

3. 議事

<議案第1・2・3号>

古賀会長

それでは、議事に入ります。本日の議事といたしまして、議案は3件となります。

諮問事項に先立ちまして、前回の景観審議会を踏まえ、素案の縦覧や都市計画審議会への諮問を行っていると思っておりますので、まずはその結果等について説明をお願いいたします。

小林幹事

景観みどり課長の小林です。着座にてご説明させていただきます。まず、前回の景観審議会において、ご指摘いただいた点について修正しましたので画面をご覧ください。

議案第1号「宇都宮市景観計画のゾーニングの変更」について、「現状」の赤枠内の文末を、スライド3からスライド4「良好な景観の保全、活用、創出に取り組んでいる。」に修正しました。また、ゾーニング変更当該地の周辺の景観の状況が分かるよう、スライド5、6を追加しました。

議案第2号「景観形成重点地区（鬼怒通り駅東地区）の指定」及び議案第3号「広告物景観形成地区（鬼怒通り駅東地区）の指定」について、説明資料の建築物・工作物の景観形成基準の「平面駐車場の修景」について、植栽帯による修景が分かりやすく、スライド8からスライド9の画像に修正しました。また、屋外広告物の景観形成基準の「西ゾーン及び中央ゾーンの袖看板の制限」について、3階床高さ以上の表示項目を制限することが分かるよう、スライド10からスライド11の画像に修正しました。

景観審議会後に実施した、権利者説明会や都市計画審議会では、修正資料により説明、諮問しております。右上に「第28回景観審議会説明資料（修正後）」と記載のある資料が、前回の景観審議会から修正した資料ですので適宜ご覧ください。

続きまして、前回の景観審議会以降の経過につきまして、説明させていただきます。右上に説明資料と記載のある資料をご覧ください。

「1. 第28回宇都宮市景観審議会後の経過」ですが、議案第2号及び議案第3号、鬼怒通り駅東地区の景観形成重点地区と広告物景観形成地区の指定の素案について、令和6年11月7日と10日に地元住民や土地・建物の権利者の方々向けに、計3回の説明会を実施いたしました。その後、議案第1号「景観計画のゾーニングの変更」と併せ、11月13日から26日

まで素案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

また、景観計画の変更となる、議案第1号及び議案第2号については、本年1月16日に都市計画審議会に諮問し、「異存なし」との答申をいただいております。

なお、「2. 素案の縦覧等について」において、地元・権利者説明会や素案の縦覧の実施状況を記載しております。

スライド2「3. 景観計画の変更及び広告物景観形成地区の指定について」ですが、素案のとおり案を作成いたしましたので、本日お諮りするものでございます。各議案資料につきましては、後ほどご説明いたします。

「4. 今後のスケジュール」についてですが、本日の諮問事項であります、議案第1号から議案第3号について、ご承認いただけた場合は、議案第1号「宇都宮市景観計画のゾーニングの変更」につきましては、2月に景観計画の変更、4月からの施行を予定しております。

また、議案第2号「景観形成重点地区（鬼怒通り駅東地区）の指定」及び議案第3号「広告物景観形成地区（鬼怒通り駅東地区）の指定」につきましては、議案第1号同様、2月に景観計画の変更を行うほか、3月に景観条例及び屋外広告物条例の改正を諮りまして、4月からの施行を予定しております。以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

古賀会長

ありがとうございます。要約すると、前回の審議会で議論した内容と同じものが今回また議案としてあがっているということですね。前回の審議会でみなさんにご了承をいただき、出た意見を踏まえ修正した資料を住民説明や都市計画審議会で審議していただきましたが、内容を変更するような意見がなかったことから、ここです承が得られれば、行政手続きに進んでいくということですね。

小林幹事

左様でございます。

古賀会長

では、議案第1号について、事務局から説明をお願いいたします。

小林幹事

議案第1号「宇都宮市景観計画の変更について 宇都宮市景観計画のゾーニングの変更」につきまして、ご説明いたします。はじめに、議案第1号資料と一緒に添付しております新旧対照

を示した図面をご覧ください。なお、画面の内容も同じですので、併せてご覧ください。

こちらは、右側が現行、左側が変更（案）の「景観類型図」になります。本図は、「土地利用」の状況などから、市域全域を「住宅地」や「工業流通」、「都心」などに類型化してゾーニングし、それらを黄や紫、赤など5色で示した図面になります。今回、拡大図の赤で囲まれている、JR岡本駅北西の地区とJR宇都宮駅の東に位置する駅東公園エリアの2か所において、宇都宮市景観計画のゾーニングの変更を行うものであります。

続きまして、右上に議案第1号と記載の「宇都宮市景観計画の変更について 宇都宮市景観計画のゾーニングの変更」2枚目になります。議案資料「宇都宮市景観計画（案）本編」をご覧ください。なお、議案資料につきましては、今回の変更に伴う、箇所のみを抜粋しております。

3枚目からが、変更箇所になります。右下に4と表示されているページをご覧ください。こちらは、「本編」の4ページとなりますが、ゾーニングの変更に伴い「図3 景観計画区域図」を、次のページ以降も同様に、「本編」の36ページ「図8 地域別の景観類型図」、40ページ北西部地域と43ページ中央地域の「景観類型図」を変更するものでございます。以上で、説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

古賀会長

事務局からの説明が終わりました。ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

私から質問させていただきます。岡本の変更の件ですが、図面を見ると、対象区域の西側に台形の青い箇所が飛び地のように残ります。この扱いは大丈夫でしょうか。

小林幹事

都市計画審議会においてもご質問をいただいたところがございます。飛び地のようになっている箇所については、現在も工場が残っており、用途地域も工業専用地域として残るため、景観計画においては用途地域と併せて工業流通景観ゾーンとして残していくものでございます。

古賀会長

他の線引きや現状と齟齬がないということですね。

小林幹事

左様でございます。

古賀会長

他にご意見・ご質問はございますか。

一度議論をした案件で、他に意見もないようですので、本議案について、原案どおり異存なしとすることでご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

古賀会長

ありがとうございます。それでは、現案のとおり、異存なしとすることといたします。

では次に、議案第2号、議案第3号についてですが、関連しておりますので、あわせて事務局から説明をお願いします。

小林幹事

まず、議案第2号「宇都宮市景観計画の変更について 景観形成重点地区（鬼怒通り駅東地区）の指定」につきまして、ご説明いたします。右上に議案第2号と記載の「宇都宮市景観計画の変更について 景観形成重点地区（鬼怒通り駅東地区）の指定」2枚目になります。議案資料「宇都宮市景観計画（案）本編」をご覧ください。

「鬼怒通り駅東地区」を景観形成重点地区等に指定することにより、3枚目の目次の裏面になりますが、下線の箇所を変更するものであります。次のページ、左下に57と表示されているページをご覧ください。こちらは、「本編」の57ページとなりますが、「4）景観形成重点地区等の指定状況」の表の下段に、新たに「鬼怒通り駅東地区」を追加するものであります。

次に、「宇都宮市景観計画（案）基準編」につきましては、次のページ、目次の第2章「景観形成重点地区等の行為の制限 1 景観形成重点地区」に「（7）鬼怒通り駅東地区」を追加するとともに、次のページ、左下に36-1と表示されてありますページ以降に、今回定める具体的な基準等を追加するものであります。それでは36-1ページをご覧ください。（7）鬼怒通り駅東地区の地区指定に係る「1）施行日」、「2）位置及び区域」を、36-2ページには、「3）景観形成の方針」として「目標」と「基本方針」、「4）建築物等に関する行為の制限」として「ア 届出の対象となる行為」を、36-3ページから36-4ページに「イ 建築物等の行為の制限」に係る基準を、36-5から36-6ページに「5）屋外広告物に関する行為の制限」に係る基準をそれぞれ追加しております。以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号「広告物景観形成地区の指定について 広告物景観形成地区（鬼怒通り駅東地区）の指定」につき

まして、ご説明いたします。本議案は、鬼怒通り駅東地区を、宇都宮市屋外広告物条例第3条の2に規定しております「広告物景観形成地区」に指定するとともに、議案第2号でご説明した屋外広告物に関する行為の制限等を、同条第2項の規定により、「広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準」として定めるものであります。2枚目、「広告物景観形成地区の指定（案）」をご覧ください。「1 広告物景観形成地区の名称」、「2 広告物景観形成地区の対象区域」であります。次のページをお開きください。「3 広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準（案）」として、「(1)基本方針」、「(2)基準」、「(3)経過措置」を記載しております。次のページ以降は、別表として、屋外広告物の種類ごとの基準を記載しております。以上で、議案第2号、3号の説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

古賀会長

事務局からの説明が終わりました。ご意見・ご質問等ありましたら申し上げます。

本議案は7か所目の景観形成重点地区を新設し、併せて広告物景観形成地区を指定するということですね。

鈴木委員

景観形成重点地区を指定したことについて、市民にはいつ、どのように、アナウンスするか教えてください。

小林幹事

これまで、景観づくり推進協議会において計8回の協議を重ねてまいりました。協議と併せまして、地元自治会や土地・建物の所有者の方へ「景観づくり通信」を配布し、随時、検討状況等について報告してまいりました。今回、重点地区に指定することについても、地元や権利者の方々へ「景観づくり通信」を配布したいと思っております。併せて建築や広告物の関係団体へも周知するとともに、全市民に向けてはホームページ等で周知を図っていきたいと考えております。

鈴木委員

ありがとうございます。追加で質問です。駅東通りでテナントビルを借りている事業者を知っていますが、この地域が景観形成重点地区に指定される話をしたときに、非常に興味を持っていらっしゃいました。地区指定についてアナウンスするのは、ビルの所有者のみなのか、テナントビルに入居している入居者にもアナウンスをするのか教えてください。

岩原書記 権利者様などについては郵送により通知するとともに、権利者の方だけでなくテナントの方へもポスティングなどで「景観づくり通信」を配布し周知を行う予定です。

古賀会長 現在も「景観づくり通信」は配布しているのでしょうか。

岩原書記 現在もポスティングなどでお配りしております。ただ、「無断投函お断り」のところには配っておりません。

古賀会長 急に降って湧いたような話ではなく、地元と話をしながら進めてきた経緯があるということですね。
体裁の話ですが、「宇都宮市景観計画（案）本編」の変更箇所が、目次では52ページからになっていますが、議案書のページが57ページになっています。これは52ページから57ページがひとつの節になっていて、57ページのみが修正になったという理解でよろしいでしょうか。

小林幹事 左様でございます。

古賀会長 また、「宇都宮市景観計画（案）基準編」36-1とあるのは、新しく地区が追加されるので、ページ番号をずらすのではなくて、追加版という形でページを増やしたということよろしいでしょうか。

小林幹事 左様でございます。

木内委員 広告物景観形成地区の指定について教えてください。西ゾーンと中央ゾーンの袖看板の制限のところ、「表示内容が店舗・事業所名のみを表示する場合は、この限りではない」とありますが、これは内照式でも大丈夫ということでしょうか。

岩原書記 内照式であること自体は制限しておりません。ただ、議案第2号の表27「屋外広告物の行為の制限」のその他にある通り、広告物、袖看板に限らず、すべての広告物において照明に関する基準を設けており、「過度に点滅照明は使用しない」としております。

木内委員 ありがとうございます。デジタルサイネージ等ありますが、東ゾーンはNGで、西ゾーン中央ゾーンは大丈夫という

理解でよろしいでしょうか。

岩原書記

左様でございます。

古賀会長

他にご意見はありますか。

では、ご意見・ご質問も出尽くしたようですので、本議案について、原案どおり異存なしとすることでご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

古賀会長

それでは、現案のとおり、異存なしとすることといたします。なお、答申書の提出につきましては、私にご一任いただけますでしょうか。

各委員

異議なし。

古賀会長

ありがとうございます。それでは、報告事項に入ります。事前協議制度が今年度から始まっておりますが、「事前協議制度の運用状況について」事務局から説明をお願いします。

村松書記

「事前協議制度の運用状況について」ご報告させていただきます。事前協議制度につきましては、昨年度景観審議会にお諮りし、昨年7月より運用を開始しているところですが、ご報告の前に、改めて概要について簡単に説明させていただきます。

目的としましては、景観計画に基づく行為の制限による規制・誘導について、景観法の届出前の計画段階から、積極的に協議・調整を行うことで、より景観に配慮した建築物等への誘導を図ることを目的として、導入したものととなります。

対象区域としましては、景観形成重点地区、景観形成推進地区、都心景観ゾーンを対象としております。

専門部会につきましては、事前協議の対象案件の内、周辺の景観に影響を及ぼすような大規模建築物等につきましては、景観審議会の専門部会から意見を聴取し、積極的な誘導を行うものとなります。

こちらの専門部会の委員としましては、建築・景観デザイン、都市計画、ランドスケープを専門とする委員で構成しております。

続きまして、事前協議制度の流れについてですが、事前相談

の段階として、窓口にて、対象規模や事前協議に要する期間の確認を行います。事前協議の申出後につきましては、大規模建築物等に該当すれば、専門部会への意見聴取を行い、それ以外のものについては、市のみと協議を行います。協議内容をもって市にて要請書を作成し、事業者等は、要請内容に対し、これは対応できる、これは対応できないが、このような形であれば対応できるというような回答書を作成していただきます。市において回答書の内容を精査し、協議終了かの判断をし、協議終了となれば、結果の反映をして頂いたもので、届出をしていただきます。

事前協議に要する日数としましては、大規模建築物等であれば、90日、それ以外のものであれば、60日となります。

専門部会への付議案件ですが、条例施行後、事前協議の申出があった4件のうち、3件については建築物の高さが10メートルを超える大規模建築物に該当することから、専門部会への付議対象となります。内訳としましては、協議終了のものが1件、専門部会へ付議後、要請中のものが1件、明日の専門部会へ付議する予定のものが1件となります。

このうち、協議が終了している第1回の案件についてご報告させていただきます。計画地につきましては小幡1丁目、景観計画区域区分としては都心景観ゾーン、行為の種類としては建築物の新築で、建築物の用途としては事務所、規模につきましては鉄骨造3階建ての高さ12.8メートルとなります。下段の3枚が申出時の外観パースとなります。今回、重点地区等に該当しないものになりますので、「都心部の景観形成の手引き」や「色彩景観ガイドライン」に基づいて審査を行いました。

具体的な要請内容について、ご説明いたします。1点目の要請として、当初の計画では、大谷石の使用がありませんでしたので、「地場産材である大谷石を効果的に見せる使用について」要請を行い、アプローチ部分に大谷石を使用するような計画にさせていただきました。

2点目の要請内容として、駐車場の計画もあり、駐車場の背面に植栽を配置するような計画でしたが、「道路から視認しやすいアプローチ部分に植栽を配置」という要請に対して、緑視効果が高いアプローチ部分に植栽を追加していただくことができました。

3点目の要請内容として、建物全体が無彩色の低明度の色彩を基調しているため、色彩ガイドラインへの適合を含め、「歩行者等への圧迫感を軽減するための外壁デザインについて」とい

う内容をさせていただきましたが、無彩色を基調とした色彩については、もともとこの土地に黒色の蔵があったため、その歴史を踏襲したいという施主要望から、変更はなかったのですが、1階外壁のアクセント部分を増やしていただき、下層部と上層部とでメリハリをつけたデザインに変更した計画となっております。

4点目の要請内容についてですが、建物の顔となる面のバルコニー部にアクセントとして、オレンジ色のパネルを配置しておりましたが、「より効果的に見せる配置について」アドバイスをを行い、顔となる面以外において、視認性が高い面にアクセントを追加していただき、建物全体として、デザインの統一を図っていただく事ができました。

以上、早期の計画段階から協議・調整を行うことで、質の高い配慮が計画に反映されており、また、業界団体等からのお困りの声もなく、ご協力いただいているところであります。

今後とも、事前協議の結果につきましては、審議会にて定期的にご報告させていただきます。事務局からの説明は以上となります。

古賀会長

ありがとうございました。報告事項について、なにかご意見はありますでしょうか。審議する案件ではないので、自由な感想でもかまいません。

私から少し補足をさせていただきます。基本的に事業者さんへ景観のアドバイスや意見を伝えて、こうしてくださいという要望をしますが、強制力のあるものではないので、それほど大きく変わるものではありません。その中でより良くなるように、第三者からみた時に違う印象にとられることもあると思うので、他の人たちにとっても良い印象になるよう、ご意見として伝えるということです。

要請1にあった大谷石の話ですが、最初大谷石が使われていなかったのですが、使ってはいかがですかという意見をお伝えしました。その意見に対して、アプローチ部分に大谷石を使っていたいただきましたが、アプローチというのはこの建物を使う人が必ず通る場所なので、すごく善処していただけたと思っております。ただ一方で、床面に大谷石を使っていたのは耐久性に難がある石なので、そこに対してどうだろうかという意見もありますが、我々のアドバイスを反映させたいという施主さん・設計者さんの前向きな検討結果なので、当初の計画に対して出した意見について出来上がってくる案は尊重する、という

微妙なバランスの中でお互いの意見を交わしております。大幅に変わることはないですが、少しでも善処されればということと運用しているものでございます。

7月から制度の運用がはじまり、約半年で3件の専門部会への付議がありました。今後の見通しの件数等あれば教えてください。

梁木書記

現在相談中を含めて4件ございます。1件は大谷地区のもので、もう1件は明日専門部会を開催する予定でございます。窓口で相談を受けている案件はありますが、スケジュールや規模の関係で対象になるかどうかを判断しているところでございます。来年度以降についても適宜専門部会に諮っていきたいと考えております。

古賀会長

現在協議中の1件は、大通りに面した約15階建てのマンションで、今後はこのようなタイプの申出が多くなるのではないかと考えておまして、1件目の案件は少し特殊だったのかなと思っております。

1件目の案件で少し残念だったことがあります。景観形成重点地区に指定されていないというお話がありましたが、幹線道路を新しく敷くにあたって、区画整理の対象区域内にありまして、実は今このまわりにはほとんどなにも建っていない更地のような状況です。ここの周りを含めて、これからまちが出来ていくところなので、本来であれば建物が建ち始める前に、地区計画や景観形成重点地区などでルールを作ったうえで建物を建てていくと、より良いまちになるのかなと思います。まずは区画整理を着手することが大事で、景観について取り組むまでに至っていないというお話でしたが、この先新しいものがたくさん建っていくので、どういうまちになっていくのか少し注視していきたいと思っております。

松本委員

あくまでも意見です。施主さんと設計会社が練りに練ってコンセプトを作ったものに対して、景観の観点からアドバイスをして折り合うというのは、すごくいい仕事だったんじゃないかなと思いました。例えば、要請3、要請4においても元々の地となっている色が圧迫感を与えたりとか、視認性が低くなっているという判断を景観の視点からされたということですが、建てる方と、設計事務所はかなり趣旨を持ってやっている方が多いと思いますので、折り合いをつけたのはとても良い事例だと思います。

いました。

古賀会長

考えをもってやってくださるのはとてもいいことだと思っておりますが、一番よくないのは、なにも考えずになんとか建ててしまうことです。それはまだ改善の余地があるので、底辺のレベルがなるべく上がるようにして、頑張っている方々にはあまり邪魔をしないで上手く折り合いをつけていくと、良いまちになっていくのかなと思っております。ご意見ありがとうございます。

今後も審議会の折に触れて事前協議制度の案件については報告していただくことになっておりますので、随時ご意見等いただければと思っております。制度を運用していく中で穴が見つかれば、そこをルール化するなどいい形に繋げていきたいと思っておりますので、是非ご意見をいただければと思っております。

他によろしいでしょうか。

では、ご意見・質問も出尽くしたようですので、報告事項については終了いたします。

4. その他

古賀会長

それでは、「4. その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。

神原委員

3点ございます。まず1点目ですが、鬼怒通り駅東地区のなかで、機械式駐車場について謳っていますが、これまでの重点地区のなかで機械式駐車場のことは謳っているのか、今回から初めてなのか教えてください。

2点目は、先日の都市計画審議会で、ライトラインのラッピング広告の件でご意見があったので、その件について景観審議会でも協議してもらいたいと思っております。

3点目は、先日の都市計画審議会で、二荒山神社と城址公園を結ぶ歴史軸の景観について、重点地区として整理するなど、景観に配慮してほしいという意見があったので、例えば釜川沿いや清住通りの景観を宇都宮市として整理していただきたいと思っております。よろしく願いたします。

梁木書記

1点目についてご説明します。基本的に確認申請が必要な機械式駐車場は届出の対象となっております。大規模な機械式駐車場を設置する際については、一般地区においても届出対象となりますので、例えば重点地区でホテルやマンションを建てる

際に大きな機械式駐車場を作るときは当然協議や届出の対象となります。事前協議制度2件目の要請中のものについても、建物と併せて機械式駐車場が敷地内に設置されているので、事前協議等のなかで意見させていただいているところがございます。

また、大通り地区につきましては、平面駐車場も届出の対象としております。

古賀会長 平面駐車場については対象と位置づけている、確認申請が必要な機械式駐車場に関しても届出の対象になるが、それをどうするかというところまでは決まっていけないということでしょうか。

梁木書記 基準については、「修景に配慮すること」や、大通りについては、大通りに面する部分の緑化をしていただくという基準がございますので、その点で事前協議等で調整をしているところがございます。また、色彩景観ガイドラインや重点地区であれば色彩の基準がありますので、そういったものに合うように誘導を図っております。

神原委員 機械式駐車場の設置を規制することはできないのでしょうか。

梁木書記 景観法はゆるやかに誘導していくものでございますので、設置されるものに対して、どう良くしていくかという基準を定めていくものであり、強く規制するものではありません。

古賀会長 補足すると、事業者さんに丁寧を作るようお願いはするということで、専門部会にあがってくれば、より丁寧にやりとりをして善処してもらおうということですね。

先ほどお話のあった事前協議制度の2件目も大きな立体駐車場をどうするかが議論の中心でしたが、色や高さ、植栽についてなど色々なアイデアを出した中で、事業者に投げ返して、どこまで反映してもらえるかという回答を待っている状態です。

小林幹事 2点目のラッピング広告についてですが、先日行われた都市計画審議会において2件のご意見をいただきました。内容につきましては、1件目は「鬼怒通り駅東地区が景観形成重点地区

になる中で、周りの景観と併せて、ラッピングも配慮すべきなのではないか。」、2件目は「ライトラインの黄色を活かしながら、細やかにデザインを制限することについて景観審議会で検討したほうがいいのではないか。」との意見です。意見に対しまして、「都市計画審議会でいただいたご意見について、ライトラインを所管する課や宇都宮ライトレール株式会社へ伝えさせていただく。」と説明しました。その後、担当が宇都宮ライトレール株式会社へ出向き、都市計画審議会でいただいたご意見について説明したところでございます。今後、状況を見届けながら必要があれば連携していきたいと考えております。

古賀会長 そのご意見としては、いまのラッピング広告は少しやりすぎなのではというご意見でしょうか。

小林幹事 当初ラッピング広告はバスケットやサッカーのプロスポーツ関連で始まり、そのイメージカラーが黄色であったために、ライトラインの色と合っていたという状況でしたが、民間広告のラッピングが入ってきて、景観としてどうなのかなという意見が出たところでございます。

古賀会長 感受性の問題もありますので、そのへんも併せて引き続き検討をお願いします。

神原委員 ライトラインの色は、雷と稲穂の黄色ということで決まった経緯があって、グッドデザイン賞を取っていますが、ラッピング広告の色が全く違うものになっていて、コンセプトがずれてきているという指摘でした。当初のラッピングはブラックスの黄色だったので、黄色の印象が残って、コンセプトが大きくずれずにいけるのかなと思っていましたが、その時渡邊(美)先生からもラッピングはどうなのかなというご意見もあったかと思いますが、このままだと当初のコンセプトがかなりずれてきてしまうのではないかと懸念しております。確かに広告を増やした方がいいという経営側の意見もあると思うので、景観みどり課さんとしては辛いお立場だとは思いますが、景観審議会を通したということもありますので、みなさんはどうお考えかお聞きしたく質問いたしました。

古賀会長 情報共有ということと、渡邊(美)委員なにか補足はありますか。

渡邊(美)委員

私の方で意見を申し上げたのは、広告を許可する時期についてです。L R Tが開業した当初はメディアでも取り上げられることが多く、すごく話題になっていて、ニュースなどにも車体が映っていましたので、そういった時にいきなりラッピング広告を出していたら、せっかくのイメージが定着しないままになってしまうのではないかという懸念から発言したものです。現在でもL R Tは話題になっていて、メディアで取り上げられた際には、広告物を写すことは避けると思いますので、全体的な利益を考慮して、広告料とL R Tのイメージを広めることの両方を検討されたほうが良いと思います。それは審議会で検討することではないかもしれませんが、補足については以上です。

古賀会長

ありがとうございます。意見を伝えたいうで見守りたいと思います。3点目の説明をお願いします。

小林幹事

3点目ですが、歴史軸についても都市計画審議会の「その他」で要望がありました。内容につきましては、「二荒山神社から宇都宮城までの歴史軸について、L R Tの西側延伸と併せて、千載一遇のチャンスではないかということで、ぜひとも景観を含めてまちをどうするかという視点で検討してほしい。」との要望でございます。本課としましても、「都心部まちづくりプラン」に位置づけられている路線であることから、各種施策と連携し景観について検討していきたいと考えております。

釜川沿いや清住通りにつきましても、景観形成を図っていきたいと考えております。釜川についてはすでに景観づくり推進協議会を立ち上げ、景観形成に向けて検討しているところでございます。また、清住通りについては、会長からもありましたように、土地区画整理事業に着手することがまず重要とされた時期があり、景観形成の取り組みが遅れた状況ですが、今後、地元に入り景観形成を進めていきたいと考えております。

古賀会長

ありがとうございます。景観については即効性のある縛りはできないので、景観のルールは転ばぬ先の杖のような機能になると思います。問題が起きた時にさあどうしようといってもすぐにルールは作れないので、ある程度こちら側でふさわしい場所を選定したうえで、大事なのは地元の総意なので、地元の機運を盛り上げていくような、先を見据えた計画をお願いしたいと思います。

事務局から何かございますか。

岩原書記

机上に「第21回まちなみ景観賞表彰式・講演会」のチラシを配布させていただきました。2月19日水曜日に実施いたします。ご参加及び周知へのご協力をお願いいたします。

古賀会長

今年の大賞はこの写真にある通り、木がふんだんに使われている建物ですね。木産業の盛んな栃木らしいもので、こういった建物が都心にもどんどん建っていくといいまちになっていくと思います。

それでは、これを持ちまして「第29回宇都宮市景観審議会」を閉会いたします。進行を事務局に戻します。

5. 閉会

奥山書記

はい、古賀会長ありがとうございました。

以上を持ちまして「第29回宇都宮市景観審議会」を閉会いたします。

長時間にわたるご審議ありがとうございました。